

令和4年7月1日に教員免許の制度が変わりました ～教員免許更新制の解消～

平成21年4月から始まった教員免許更新制が解消され、10年ごとに更新講習を受ける必要がなくなりました。

教員免許更新制により、

教員免許が休眠状態となっていた方は、7月1日以降は手続きなしで教員としてご活躍いただけます。

また、失効している方も、「再授与」の手続きをしていただくことで再び教員免許状を取得し、教員としてご活躍いただけます。

教員採用選考試験の受験資格も59歳まで拡大しています。

「採用試験は受けられないけど・・・」といった方も、臨時講師、非常勤講師として勤務をしていただける方を年間通じて幅広く募集しています。

学校では、子どもたちが「あなた」を待っています！！！！

令和4年7月1日に教員免許の制度が変わりました ～教員免許更新制の解消～

まずは、免許状の状態をCheck!

「再授与」が必要な場合は
5ページへGo!!

【H21.4.1以降に初めて教員免許状を取得された方】

R4.7.1現在、お持ちの
免許状は有効ですか？

(3ページ参照)

Yes

今後は、講習の受講及び受講後の手続きは不要です。

お持ちの免許状には「有効期間の満了の日」が記載されていますが、R4.7.1以降は、有効期限のない生涯有効な免許状となります。

No

有効期限の到来により、お持ちの免許状は失効していますので、「再授与」の手続きが必要です。

「再授与」にあたっては、過去に修得した単位等が利用できるため、新たに単位等を修得する必要はありません。

【H21.3.31以前に初めて教員免許状を取得された方】

R4.7.1現在、お持ちの
免許状は有効ですか？

(4ページ参照)

Yes

今後は、講習の受講及び受講後の手続きは不要です。

お持ちの免許状は「失効」しています。「再授与」を受けることは可能ですが、事前に「失効」した免許状の返納手続きが必要です。

No

修了確認期限において、
現職教員でしたか？

Yes

お持ちの免許状は「休眠」状態となっていました。R4.7.1以降は手続きなく、有効な免許状となります。

No

現在、有効な免許状とは？

【H21.4.1以降に初めて教員免許状を取得された方】

(新免許状の場合)

この①～③のどれかにあてはまれば、
その免許状は「有効」です。

- ①免許状に記載されている「有効期間の満了の日」が令和4年7月1日以降となっている。
- ②複数枚の免許状を所有している場合で、その全ての免許状のうち、いずれかの免許状に記載の「有効期間の満了の日」が令和4年7月1日以降となっている。
(例) 小学校教諭1種免許状と中学校教諭2種免許状を所有
小学校教諭1種免許状の有効期間: 令和4年3月31日
中学校教諭2種免許状の有効期間: 令和9年3月31日 } 有効期間は令和9年3月31日に統一されています。
- ③免許状の「有効期間の満了の日」は令和4年6月30日までとなっているが、既に1度更新や延長の процедуруをしており、その証明書(更新証明書または延長証明書)に記載の「有効期間の満了の日」が令和4年7月1日以降となっている。
(例) 小学校教諭1種免許状(有効期間の満了の日: 令和3年3月31日)を更新し、令和13年3月31日までの更新証明書を所有している。
※この場合は、「有効期間の満了の日 令和3年3月31日」と書かれたままの小学校教諭免許状を持ち続けることになるため、今後も「免許状」と「更新証明書」をセットで持ち続け、採用時等に提出をしてください。

現在、有効な免許状とは？

【H21.3.31以前に初めて教員免許状を取得された方】

(旧免許状の場合)

この①～④のどれかにあてはまれば、
その免許状は「有効」です。

①修了確認期限までに更新等手続きを行い、その証明書(修了確認証明書、修了確認期限延期証明書、更新講習免除証明書)に記載された「次の修了確認期限」が令和4年7月1日以降となっている。

②生年月日で設定された「最初の修了確認期限」(35歳、45歳、55歳の年度末※)の時点で、教員をしていなかった(以降も更新講習等は受けていない。)

(例)

- ・教員免許を取得したが、大学等卒業以降は教員をしていなかった
- ・免許取得後に教員をしたことはあるが、育児等で教職から離れている間に修了確認期限が到来してしまった

※S60年度生まれは34歳、S61年度生まれは33歳、
S62年度生まれは32歳、S63年度生まれは31歳・・・。

③上記②の場合で、修了確認期限経過後(休眠となってから)、更新講習を受講し、回復の確認を受け、その証明書を持っている(その証明書に記載の「次の修了確認期限」が令和4年7月1日以降である。)

④1回目の更新はしているが、2回目の修了確認期限が到来する前に教職から離れ、以降教員をしていない。

- ※2回目の修了確認期限が既に到来している場合:修了確認期限において教員でなければ「休眠」→手続きなく効力が回復
- ※2回目の修了確認期限がまだ到来していない場合:上記①と同じパターン

「再授与」ってどうしたらできる???

(その1)

過去に教員養成系大学で修得した単位を使用できますので、新たに単位等を取り直す必要はありません。また、以前のように再授与前に講習を受講することも要件ではなくなりました。

つまり・・・

「必要書類等を揃えて、申請の事務手続のみ！」

となりました。

(その2へ続く)

「再授与」ってどうしたらできる???

(その2)

教育職員免許法別表第1により、再授与を希望する場合

⇒学位(専修免許の場合:修士、1種免許の場合:学士、2種免許の場合:短期大学士)と必要単位(教職課程のある大学等において修得したもの)により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許を取得する場合

＜必要書類＞ ※手数料:3,300円

- ①教育職員免許状授与申請書兼誓約書(第1号様式)
- ②履歴書(第2号様式)
- ③卒業証明書(学位の確認ができるもの。④に学位の記載があれば省略可。)
- ④学力に関する証明書(免許取得時に適用されていた法律による)
- ⑤その他必要なもの(③、④の書類と現在の姓が異なる場合:戸籍抄本等)

詳細は、大分県教育庁教育人事課採用試験・免許班(TEL:097-506-5516・5518)まで確認を!

(必要書類は、令和4年6月30日現在)

【教員免許更新制の解消等に関するよくあるお問い合わせ その1】

Q1: 免許更新制が解消されるまでに、30時間の更新講習を受けてしまったのですが、
手続はしないといけませんか？

⇒令和4年7月1日以降に、有効期限が到来することになっている場合、手続の必要はありません。

Q2: 20年前の大学卒業時に免許を取得しましたが、卒業後は教員にはならず、ずっと民間企業で勤務を
していました。教員になりたいのですが、手続は必要ですか？

⇒平成21年3月31日までに免許状を取得して以降、教員ではなかったために、免許更新等をしてい
なかった方の免許状(休眠状態となっていた免許状)については、令和4年7月1日に自動的に復活をして
います。(手続は必要ありません。)

Q3: 私が所有する免許状には「有効期間の満了の日 平成32年3月31日」と書かれていて、更新をして
いないので失効をしてしまいました。他県の大学卒業時に取得をした免許状なのですが、どこの都道
府県教育委員会で再授与が受けられますか？

⇒卒業大学(教員免許を取得するために単位を修得した大学)から、必要書類を取り寄せていただく必
要はありますが、大分県教育委員会で再授与の手続をすることが可能です。

Q4: 免許状や更新等証明書を紛失してしまい、自分の免許状が有効なのかわかりません。どうすれば確
認ができますか？

⇒免許状の授与を受けた都道府県教育委員会へ「免許状授与証明書」の発行申請をしてください。

【教員免許更新制の解消等に関するよくあるお問い合わせ その2】

Q5: 私は「有効期間の満了の日 令和5年3月31日」と記載された免許状を所有しています。

今後この免許状の効力はどうなりますか？

⇒ 令和4年7月1日以降に「有効期間の満了の日」を迎えることになっている免許状は、有効期間の定めがない免許状とみなすこととなります。したがって、免許状に記載されている有効期間の満了の日を経過しても、引続き使用することができます。

なお、有効期間の満了の日の記載がない免許状への変更(書換え)の対応はできませんのでご了承ください。(免許状の書換えができるのは、氏名・本籍地を変更する場合のみです。)

Q6: 私は平成19年3月に免許を取得しましたが、これまで他の仕事をしてきたため、更新講習などは受けておらず、免許状は休眠となっています。このたびの制度改正で、休眠状態であれば、手続きなく有効な免許状となると聞きましたが、いきなり教員になるのは不安があります。働き始める前に、何か学習できるものはありますか？

⇒ 独立行政法人教職員支援機構(NITS)が公開している動画「校内研修シリーズ」や「基礎的研修シリーズ」等をご活用ください。様々な教育分野に関する動画(1本あたり20～30分のものが多いです。)を無料で見ることができます。

※独立行政法人教職員支援機構

「校内研修シリーズ」 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

「基礎的研修シリーズ(まずはここから)」 <https://www.nits.go.jp/materials/basic/>

【教員採用関係について、よくあるお問い合わせ】

Q1:大分県で公立学校の正規教員になりたいのですが、どうしたらなれますか？

⇒毎年、教員採用選考試験を実施しています。59歳の方まで受験可能となっていますので、ぜひ出願をお願いします。

Q2:臨時講師、非常勤講師はどこで募集をしていますか？年齢制限はありますか？

⇒大分県では、年間を通じて、臨時講師・非常勤講師として勤務していただける方を幅広く募集しています。年齢制限はありません。

採用にあたっては

①大分県教育委員会HPから、WEB登録 → ②履歴書、免許状の写し等の提出 により
まずは臨時講師等登録の手続きをしていただく必要があります。

[講師登録はこちらから→](#)



臨時講師等リストに登録をしていただいている方の中から、学校の状況に応じて、随時ご連絡をさせていただきます(勤務条件等あれば、その時にご相談ください。)

その免許、知識・スキルを活かしませんか??

お問い合わせはこちらまで

大分県教育庁
教育人事課です

<教員採用試験、免許制度に関すること>

採用試験・免許班 TEL:097-506-5516・5518

<臨時講師、非常勤講師の採用に関すること>

【小・中・義務教育学校関係】

小中学校人事班 TEL:097-506-5426

※採用の可否等については、管轄の各教育事務所から連絡をします。

【高等学校、特別支援学校関係】

県立学校人事班 TEL:097-506-5626